

## 事業趣旨

平成29年1月 文化庁長官官房著作権課

著作権者不明等の場合の裁定制度について、より利用しやすい仕組みに改善するため、利用者の負担を軽減する方策を検討する実証事業を、権利者団体の協力を得て行う。（文化庁委託事業 予算額：100万円）

## 事業内容

権利者団体が、利用者の利用ニーズを踏まえて、著作権者不明著作物の裁定利用に必要な「権利者の搜索」や「文化庁への申請」等をまとめて行う。この実証事業を通じて、利用者の負担軽減の効果や課題について検証する。

○事業実施団体：権利者団体（9団体\*）で構成する「オファソークス実証事業実行委員会」

○実施内容：①利用ニーズの調査、②権利者の搜索、③裁定申請、④補償金の供託 など

※「権利者の搜索」や「裁定申請」等に必要な経費は利用者に負担を求めない。実行委員会が負担。

○対象とする著作物：書籍、新聞、雑誌、学術文献、漫画、写真、美術、音楽 など

○対象とする利用行為：著作物を大量に利用する行為（著作物のインターネット利用、著作物の企業内の紙の複製・電子複製など）

○補償金：実行委員会が補償金の支払い義務を負う。補償金と同額を利用者が負担

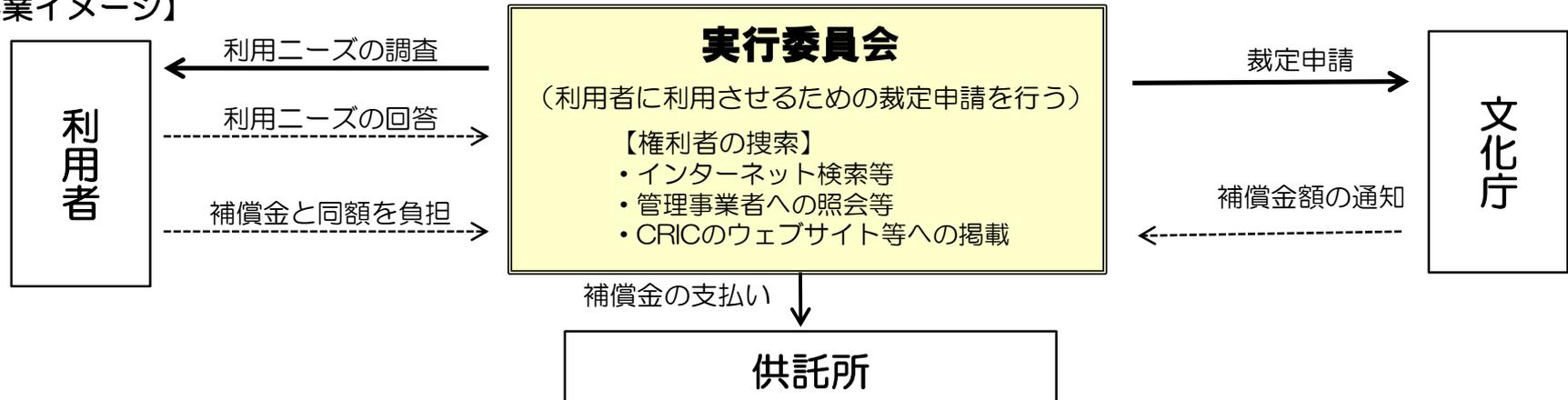
（実行委員会が権利者団体の意見を聞いて、妥当と考える補償金（通常の使用料相当額）を参考資料として申請書に添付。）

○裁定の手数料：実行委員会が負担

○事業実施時期：平成28年10月～平成29年3月を予定（裁定申請は平成28年11月～平成29年1月の毎月1回、計3回程度を予定）。

\*9団体：日本文藝家協会、日本写真著作権協会、日本複製権センター、日本音楽著作権協会、日本漫画家協会、日本美術家連盟、日本美術著作権連合、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会。実行委員会には、9団体のほか、アドバイザーとして、日本行政書士会連合会、日本弁護士連合会、弁護士が加わる。

## 【事業イメージ】



# 権利者不明著作物の裁定制度の改善

## 【実施状況】

### ○運営体制

- ・一般事務：**日本文藝家協会**  
(会議運営、経理事務、供託所への補償金の供託など)
- ・裁定申請等の業務：**日本複製権センター**  
(利用者との窓口、権利者の検索、文化庁への裁定申請など)

### ○実績

- ・裁定申請 (利用者のニーズを踏まえ、1か月に1度まとめて文化庁に申請。)  
平成28年12月： 2件、 99著作物  
平成29年 1月：12件、340著作物  
※これらのほか、検索の結果、権利者が見つかったものが13件
- ・利用方法の例  
図書館における写真資料(96点)のWEBサイトでの公開  
絵画(3点)を図録に複製し無償譲渡(1000部)  
漫画(3点)を電子書籍としてインターネット配信 など